

公益財団法人愛知県スポーツ協会役員及び 評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「この法人」という。）定款（以下「定款」という。）第19条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第16条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬をいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費及び通勤手当をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 評議員は、定款第19条に規定するとおり無報酬とする。

2 役員は、定款第33条に規定するとおり無報酬とする。ただし、常務理事としてこの法人事務局を主たる勤務場所とする者は、報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 常務理事の報酬は、年間総額5,000,000円以内とし、理事会で別に決定する。

(各種手当)

第5条 常務理事には、地域手当、管理職手当、通勤手当及び特別手当を実態に応じて支給する。ただし、通勤手当は費用として報酬とは明確に区分する。

2 地域手当、管理職手当及び通勤手当は、愛知県職員の例により支給する。

3 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常務理事に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合についても愛知県職員の例により支給する。

(報酬の支給方法及び支給日)

第6条 常務理事の報酬は、月額で通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 支給条件、支給日その他報酬の取扱いは、愛知県職員の例による。

(旅費)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した旅費については、遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 旅費の額は、別に定める職員の給与及び旅費に関する規程等によるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人愛知県体育協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成27年度定時評議員会(平成27年6月17日)から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月4日から施行し、平成27年6月17日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。